

# 一般財団法人北九州市教職員互助会給付規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人北九州市教職員互助会運営規則(以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、給付の額及び条件等について定めることを目的とする。

### (請求)

第2条 給付の請求は、それぞれ必要な書類を添えて所定の請求書により、必要な場合は所属長の証明印を受けて、理事長に提出しなければならない。

### (事実の認定)

第3条 給付の事実の認定及び金額の決定並びに規則第11条各号の一に該当の有無認定は、理事長が行う。

### (扶養家族)

第4条 この規定で扶養家族とは、別に定める外は公立学校共済組合の扶養家族と同一とする。

### (公務)

第5条 勤務中と通勤中の死亡、及び傷害は公務によるものとする。

### (同一原因)

第6条 この規定による各種給付については、同一原因による場合であっても同時に請求することができる。

### (会員台帳)

第7条 理事長は会員台帳を備えて、その異動状況を明らかにしておかなければならない。

2 所属長は会員の異動があった場合は、理事長に通知しなければならない。

## 第2章 傷病見舞金

### (支給額)

第8条 会員が疾病又は負傷によって引き続き30日以上勤務に服することができなかつたときは、次の区分によってその都度傷病見舞金を支給する。

30日以上	5,000円
90日以上	5,000円
1年以上	5,000円

### (添付書類)

第8条の2 前条の給付請求には、所属長の証明印を受けなければならない。

## 第3章 障害見舞金

### (支給額)

第9条 会員が市区町村から身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときは、次の区分により障害見舞金を支給する。ただし、同一要因に基づく給付は1回限りとする。

支給額

身体障害		精神障害	
級	金額	級	金額
1	150,000円	1	150,000円
2	100,000円	2	100,000円
3	80,000円	3	80,000円
4	70,000円		
5	60,000円		
6	50,000円		

(添付書類)

第10条 前条の請求には、市区町村発行の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写を添えねばならない。

#### 第4章 削除

第11条 削除

第12条 削除

#### 第5章 死亡弔慰金

(支給額)

第13条 会員又は会員の家族が死亡したときは、次の区分により死亡弔慰金を支給する。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 会 員            | 100,000円 |
| (2) 公務による時         | 150,000円 |
| (3) 配偶者            | 20,000円  |
| (4) 父母子及びその他の扶養家族  | 8,000円   |
| (5) 妊娠4ヶ月以上で死産したとき | 5,000円   |

(添付書類)

第14条 前条の請求には医師の死亡診断書、又は死亡を証明する書類のいずれかを添えねばならない。ただし、死亡者が配偶者、父母子である場合は会員との続柄を証明する書類、配偶者、父母子以外の扶養家族の場合はそれを証明する書類を添えねばならない。

#### 第6章 結婚祝金

(支給額)

第15条 会員が結婚したときは、結婚祝金として10,000円を支給する。

(添付書類)

第16条 前条の請求には、戸籍抄本、又は結婚を証明する書類のいずれかを添えねばならない。

#### 第7章 出産祝金

(支給額)

第17条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金として10,000円を支給する。

(添付書類)

第18条 前条の請求には医師、助産師の出産証明書、又は出産を証明する書類のいずれかを添えねばならない。

## 第8章 入学祝金

(支給額)

第19条 会員の子が、小学校及び中学校並びに特別支援学校(小学部・中学部)第1学年に入学したときは、入学祝金として5,000円を支給する。

(添付書類)

第20条 前条の請求には、所属長の証明印を受けなければならない。

## 第9章 リフレッシュ助成金

(支給額)

第21条 会員が本会に最初に入会した日から起算して、本会の会員としての期間の合計が10年に達したとき10,000円、20年に達したとき10,000円、30年に達したときは15,000円を支給する。

(添付書類)

第22条 前条の請求には、所属長の証明印を受けなければならない。

## 第10章 シルバーワーク助成金

(支給額)

第23条 年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日に会員であった者が、その翌日から起算して1年以内に北九州市立小学校、中学校及び特別支援学校の常勤の職員又は短時間勤務職員として勤務したときは、15,000円を支給する。

(添付書類)

第24条 前条の請求には、任用書の写し、委嘱書の写し又は在職を証明する書類のいずれかを添えなければならない。

## 第11章 補則

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

平成25年11月15日一部改正。平成26年4月1日から適用する。

### 附 則

平成30年3月19日一部改正。平成30年4月1日から適用する。

改正後の北九州市教職員互助会給付規程第4章の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの

事実発生に基づく災害見舞金の給付については、なお従前の例による。

附 則

令和元年6月11日一部改正。令和元年6月11日から適用する。

附 則

令和2年3月13日一部改正。令和3年4月1日から適用する。

附 則

令和2年11月18日一部改正。令和3年4月1日から適用する。

改正後の第21条の規定の適用については、適用日の前日において、会員が本会に最初に入会した日から起算して、本会の会員としての期間の合計が同条の各期間に達しているときは、適用日に同条の各期間に達したものとみなす。

会員が改正前の第21条の規定による支給を受けているときは、改正後の同条の相当の期間に達したことによる支給は、行わない。